

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月12日
【会社名】	セーラー万年筆株式会社
【英訳名】	The Sailor Pen Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 義雄
【本店の所在の場所】	東京都江東区毛利二丁目10番18号
【電話番号】	03(3846)2651
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 比佐 泰
【最寄りの連絡場所】	東京都江東区毛利二丁目10番18号
【電話番号】	03(3846)2651
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 比佐 泰
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,863,859円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 438,723,859円
	(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	セーラー万年筆株式会社天応工場 (広島県呉市天応西条二丁目1番63号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) (注) 天応工場は、法定の縦覧場所ではありませんが投資家の便宜のため縦覧に供しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券（第3回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	1,279個（新株予約権1個につき10,000株）
発行価額の総額	3,863,859円
発行価格	新株予約権1個につき3,021円（新株予約権の目的である株式1株当たり0.3021円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	平成24年11月28日（水）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	セーラー万年筆株式会社 管理部 東京都江東区毛利二丁目10番18号
払込期日	平成24年11月29日（木）
割当日	平成24年11月29日（木）
払込取扱場所	株式会社りそな銀行 東京営業部

（注）1．第3回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）の発行については、平成24年11月12日（月）開催の当社取締役会決議によるものであります。

2．平成24年11月12日（月）開催の当社取締役会決議により、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととなります。

3．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期日までに本新株予約権の「引受契約」を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4．本新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	セーラー万年筆株式会社 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は1,000株である。
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、10,000株(以下「対象株式数」という。)とする。</p> <p>2. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は当社普通株式12,790,000株とする。 ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。 調整後対象株式数 = 調整前対象株式数 × 分割又は併合の比率 また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株式の発行若しくは自己株式の処分(ただし、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く)、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。 これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項「行使価額の調整」による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。</p> <p>3. 本欄第2項に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p> <p>4. 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、34円とする。ただし、本欄第3項の規定に従って調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の調整 (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$ 調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。 (2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。 $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$</p>

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(5)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(5)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

	<p>(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(5) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。 当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>438,723,859円</p> <p>(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成24年11月30日から平成27年11月29日までとする。ただし、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。</p>

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 セーラー万年筆株式会社 管理部 東京都江東区毛利二丁目10番18号</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社りそな銀行 東京営業部</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>本新株予約権の割当日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が20取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超えた場合において、当社取締役会が取得する日（以下、「取得日」という。）を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権を1個あたり発行価額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編成対象会社の新株予約権の数</p> <p>残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類</p> <p>再編成対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数</p> <p>組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>新株予約権を行使することのできる期間</p> <p>別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄第2項「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金」に準じて決定する。</p> <p>各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項「本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」に準じて決定する。</p>

	<p>その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び取得条件 別記「新株予約権の行使の条件」欄、「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄及び「新株予約権の譲渡に関する事項」欄に準じて決定する。 新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</p>
--	---

(注) 1. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。)のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

2. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生する。

3. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

4. 買取価格

発行後、発行会社の都合により発行会社が割当先より新株予約権を買い取る場合、その買取価格は払込価格と同額またはそれ以上とする。

5. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本新株予約権発行要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。
- (3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
438,723,859	6,400,000	432,323,859

（注）1．払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額（3,863,859円）に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（434,860,000円）を合算した金額であります。

- 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- 発行諸費用のうち主なものは、実務支援業務報酬230万円、公正価値算定費用70万円、割当先調査費用60万円、及び登記費用・発行手数料280万円であります。
- 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

（2）【手取金の使途】

今回行う資金調達については、本新株予約権の発行価額の総額3,863,859円に、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額434,860,000円を加えた総額438,723,859円から、発行諸費用概算額6,400,000円を差し引いた概算手取額432,323,859円となります。

当社は一昨年から昨年にかけて第1回、及び第2回新株予約権を発行し、第1回新株予約権につきましては、発行数953個中682個の行使が行われ、以下の使途に充当しました。

しかし、第2回新株予約権につきましては、発行後に発生した大震災、原子力発電所の事故、ヨーロッパ信用不安などによる景気の低迷により、当社の業績も低迷を脱することができず、その結果、株価も行使価格を下回る場合が多かったことから、すべて未行使となっております。このため、当初予定していた投資案件は実行できなかったものが多く、現在に至っております。

（第1回新株予約権による資金使途）

ロボット機器事業の新アイテム開発費	63百万円
ガラスディスクの販売拡大費用	52百万円
天応工場の生産性向上のための設備投資	61百万円
音声ペン・どこでもシート・アドシートの新コンテンツ仕入	95百万円
社員研修・教育費	16百万円
	合計682個（287百万円）
	残数271個（約113百万円）

（第2回新株予約権による資金使途）

該当はありません。

しかしながら、今年度につきましては、原価低減による業績の大幅な向上を果たしつつあり、来年度は、次頁記載の別件新株式発行による資金調達により新製品開発及び新規事業を実施し業績の上積みを果たしていくことで、企業価値の向上を実現していけるものと確信しております。かかる後に、本新株予約権の行使が実施され、その資金を用いて、下記事業を実施していきます。

ロボット事業の中国他新市場の開拓に500万円、青梅工場及び上海工場の生産性向上のための設備投資に500万円を実行していきます。注力しているデジタルコンテンツとしては、デジタルカタログ事業に100万円、電子マニュアル事業に100万円、ニーズが高まってきている電子郵便事業に100万円、教育分野向け音声ペンのコンテンツ開発200万円を実施していきます。第2回新株予約権の目的であったガラスディスクの販売、タッチd eリモコンの開発、及びおしゃべり写真サービスの開発につきましては、時期を逸したこともあり、投資対象から除くことといたしました。

また、行使状況を見ながら、先送りしていましたが文具事業の文具事業基幹システムの高度化に900万円、天応工場の生産性向上のための設備投資1000万円を実施して、生産性の更なる向上を目指します。さらには、ユーザーサービス体制充実のための戦略的物流システムの構築に900万円の投資を実行してまいります。

なお、調達された資金は支出されるまでは銀行預金とし、安定的に管理してまいります。

調達する資金の支出予定時期

具体的な資金使途		金額	支出予定時期
ロボット事業	中国その他新市場の開拓及び販売拡大	50百万円	平成25年3月～平成25年9月
音声ペン	音声ペン事業拡大のためのコンテンツ開発及び販売	20百万円	平成25年3月～平成25年9月
デジタルコンテンツ	デジタルカタログ事業のためのシステム開発及び販売	10百万円	平成25年3月～平成25年9月
デジタルコンテンツ	電子郵便事業のためのシステム開発及び販売	10百万円	平成25年3月～平成25年9月
デジタルコンテンツ	電子マニュアル事業のためのシステム開発及び販売	10百万円	平成25年7月～平成27年9月
ロボット事業	青梅工場及び上海工場の生産性向上のための設備投資	50百万円	平成25年7月～平成27年9月
文具事業	文具事業基幹システムの高度化	90百万円	平成25年10月～平成27年9月
文具事業	天応工場の生産性向上のための設備投資	100百万円	平成25年10月～平成27年9月
文具事業	物流コスト削減のための設備投資	90百万円	平成25年10月～平成27年9月

（注）新株予約権につきましては、全数行使されない可能性があります。その場合、上記事業の並び順が、事業の優先順位を示しています。

なお、同時に募集する平成24年11月12日（月）開催の当社取締役会において決議された第三者割当により発行される新株式（以下、別件新株式という）と本新株予約権による調達額の合計は、以下の通りとなります。

新株式発行と新株予約権発行に係る差引手取概算額

	払込金総額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
新株式	49,941,000円	6,800,000円	43,141,000円
新株予約権	438,723,859円	6,400,000円	432,323,859円
計	488,664,859円	13,200,000円	475,464,859円

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

平成24年11月12日（月）の取締役会において決議された別件新株式発行の概要

- (1) 株式の種類：普通株式
- (2) 発行数：1,611,000株
- (3) 発行価額の総額：49,941,000円
- (4) 発行価格：1株につき31円
- (5) 募集の方法：第三者割当
- (6) 割当予定先：株式会社アクトオオスギ322,000株、北川博文氏645,000株、山田芳剛氏322,000株、松岡純孝氏322,000株
- (7) 申込期日：平成24年11月28日
- (8) 払込期日：平成24年11月29日

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a. 割当予定先の概要	名称	Oakキャピタル株式会社	
	本店の所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号	
	直近の有価証券報告書等の提出日	第151期有価証券報告書 (平成23年4月1日から平成24年3月31日)	平成24年6月26日提出
		第152期第2四半期報告書 (平成24年7月1日から平成24年9月30日)	平成24年11月9日提出
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	Oakキャピタル株式会社は、平成24年6月30日時点で、当社株式を12万株所有されています。	
	人事関係	該当事項はありません。	
	資金関係	該当事項はありません。	
	技術関係	該当事項はありません。	
	取引関係	該当事項はありません。	

(注) 当該会社は、株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しております。

a. 割当予定先の概要	氏名	太原 正裕
	住所	東京都板橋区
	職業の内容	有限会社サンズ 代表取締役
b. 提出者と割当予定先との関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

c. 割当予定先の選定理由

下記6(1)の通り、新製品開発及び新規事業の展開のための資金調達を行うにあたり、第三者割当の方法による新株予約権の発行が最善の資金調達であると判断しました。かかる判断のもとで、当社の企業価値を高め、既存株主にとっても歓迎される投資家として、Oakキャピタル株式会社及び太原正裕氏を選定しました。

Oakキャピタル株式会社を選定した理由は、当社が一昨年から昨年にかけて実施した第三者割当増資（100百万円払込）、第1回新株予約権、及び第2回新株予約権の引受先であり、第2回新株予約権は当社株価の低迷から残念ながら行使がありませんでしたが、第1回新株予約権につきましては、当社の株価が新株予約権の行使価額を上回った際には着実に行使を実行し当社に対する資金供給を行ってきた実績があるためであります。また、Oakキャピタル株式会社は、東証2部に上場する独立系の投資会社として、中立的な立場での投資決定を旨とし、幅広いネットワークを持っています。同社は、投資先の成長支援投資の一環として企業向け「事業プロジェクト」を企画立案し、日立システムズなどの大企業やアイフリーク、ソフトフロント、東京リスマチックなどの上場企業に対して、スマートフォン関連のデジタルコンテンツ事業への参入支援を行った実績を擁しています。加えて当社の電子文具事業参入をサポートした経緯もあり、当社の推し進めるデジタルコンテンツ事業における最適なパートナーとして本新株予約権の割当予定先として選定致しました。今後、Oakキャピタル株式会社とは、いくつかのデジタルコンテンツ事業において協業を推し進める計画であります。

個人投資家の太原正裕氏は、当社のフィナンシャルアドバイザーである優成コンサルティング株式会社からの紹介であります。同氏は、有限会社サンズの代表取締役であり、この8月まで城西大学経済学部の教授を務めておられました。また、TLホールディングスの社外監査役として名を連ねておられます。同氏はベンチャーキャピタルの専門家であり、大学では「ベンチャー学」の講座をもたれていました。同氏には今回、いくつかのベンチャー企業とその新事業について協業のご提案を頂きましたが、経済学者としてのご見識と人脈を生かし、今後の新商品開発並びに新規事業の推進に力添え頂けることを期待して、本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

d．割り当てようとする株式の数

本新株予約権の発行により割り当てする予定の本新株予約権の目的である株式の総数は、12,790,000株であります。その内、Oakキャピタル株式会社に割り当てする予定の本新株予約権の目的である株式の総数は11,340,000株、調達予定額は、388,985,814円であります。また、太原正裕氏に割り当てする予定の本新株予約権の目的である株式の総数は、1,450,000株、調達予定額は49,738,045円であります。

e．株券等の保有方針

割当予定先であるOakキャピタル株式会社の本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式の売却をしていく旨の表明を受けております。

割当予定先の太原正裕氏につきましても、本新株予約権の行使により取得する当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら取得した当社株式の売却をしていく旨の表明を受けております。

f．払込みに要する資金等の状況

本新株予約権の発行に係る払込みについては、本新株予約権の割当予定先であるOakキャピタル株式会社からは、出資にかかる資金の確保について、現金及び預金、並びに機動的に現金化できる投資有価証券などの流動資産として保有しており、新株予約権の行使は、状況に応じて段階的に実行していきますとの確約をいただいております。本新株予約権の発行に係る払込み及び本新株予約権の権利行使のために必要となる資金の確保について、同社から「セーラー万年筆株式会社が平成24年11月に実施を予定している第三者割当による新株予約権発行に関し、払込みに要する金額及び新株予約権行使請求の段階的な実施に要する金額に相当する資産を有しています。」とする確認書を受領しております。また、同社が提出した第152期第2四半期報告書により、本新株予約権の発行価額の払込み及び本新株予約権の行使請求に足りる現預金その他流動資産を有していることを確認しております。

太原正裕氏からは、出資にかかる資金が自己資金であることをヒアリングにより確認したうえで、当該資金を所有していることを証明できる預金通帳の写しを受領し、確認をさせていただいております。

g．割当予定先の実態

Oakキャピタル株式会社は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しており、上場審査には、反社会勢力と関係がないことの誓約が含まれます。また、同社が株式会社東京証券取引所に提出している「コーポレートガバナンス報告書」の「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」欄に記載している「(7)当社は、「Oakキャピタル・コンプライアンス行動規準」に基づき、警察、顧問弁護士等との連携により、市民生活の秩序または安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは断固として対決し、一切の関係を遮断する。」との誓約文を確認しております。更に、当社は、調査会社「株式会社」Pリサーチ&コンサルティング」に依頼して調査を行い、当該割当予定先及び当該割当予定先の役員又は主要株主（主な出資者）が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しております。

また、太原正裕氏につきましても、調査会社「株式会社」Pリサーチ&コンサルティング」に依頼して調査を行い、反社会勢力と一切関係がないことを確認しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の決議による当社の承認を要するものとされております。

3【発行条件に関する事項】

本新株予約権の発行価額は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総数引受契約に定められた諸条件を考慮して、独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（東京都千代田区）が算定した結果、その算定価値を踏まえ本新株予約権1個当たりの発行価額を金3,021円といたしました。本新株予約権の発行価額は、第三者機関からの算定結果報告書から、算定に係る前提条件及びその算定方法について適正なものであることを確認いたしました。

新株予約権の評価額の算定方法につきましては、今日において唯一絶対である評価基準は確立しておりませんが、現在、実務上合理的なオプションの評価額の算定方法としてブラック・ショールズモデル、二項モデル、モンテカルロ・シミュレーションが広く採用されております。今回、発行予定の新株予約権の算定にあたっては、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に相談して、発行予定の新株予約権の条件や性質から、市場慣行に従った一般的な方法であるモンテカルロ・シミュレーションを使用した新株予約権の評価額算定としました。算定にかかる条件は、行使価額、当社株式の市場売買高及び株価、権利行使期間、株価変動性、金利などであります。なお算定は、企業会計基準第8号「ストック・オプション等に関する会計基準」（以下、会計基準という。）および企業会計基準適用指針第11号「ストック・オプション等に関する会計基準の適用指針」（以下、適用指針という。）に準じております。

さらに、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の特徴、当社の株価を鑑み、割当予定先との協議の結果、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成24年11月9日の東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値の34円を基準値とし、これを行使価額といたしました。

なお、当該直前営業日までの1ヶ月間の終値平均33.83円に対する乖離率は0.50%、当該直前営業日までの3ヶ月間の終値平均34.94円に対する乖離率は2.69%、当該直前営業日までの6ヶ月間の終値平均35.62円に対する乖離率は4.55%となっております。

本新株予約権の行使価額の算定について、基準値として取締役会決議日の前日終値を採用いたしましたのは、平成24年11月8日に第3四半期決算の発表を行い、当該決算内容が反映された株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に表していると判断したためであります。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、当社としては、有利発行には該当しないものと判断いたしました。

この判断に基づいて、当社取締役会では、このたび調達する資金を設備投資・開発資金に充当し、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の改善という今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員（社外監査役2名）から、本新株予約権の発行価額は、第三者評価機関による適正かつ妥当な評価額であることから、それ自体で特に割当予定先に有利な金額ではなく、有利発行には該当しないとの意見を得ております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

今回の本新株予約権の目的である株式の総数12,790,000株に、別件新株式発行による株式数1,611,000株を合わせた14,401,000株に係る議決権数は14,401個となり、当社の総議決権数57,134個（平成24年6月30日現在）に占める割合が25.21%となることから、今回の第三者割当増資は、割当議決権数が総株主の議決権数の25%を上回っており、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当します。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有 議決権の 割合	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
O a kキャピタル株式会社	東京都港区赤坂八丁目10-24	120	0.21%	11,460	16.02%
Daiwa CM Singapore Ltd. Nominee Ko Hong Myong (大和証券株式会社)	6 SHENTON WAY #26-08 DBS BUILDING TOWER TWO SINGAPORE 068809 (千代田区丸の内一丁目9-1)	3,014	5.28%	3,014	4.21%
セーラー万年筆取引先持株 会	東京都江東区毛利二丁目10-18	1,756	3.07%	1,756	2.45%
太原 正裕	東京都板橋区	-	-	1,450	2.03%
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町二丁 目2-1	1,374	2.40%	1,374	1.92%
早川 秀樹	愛知県清須市	1,048	1.83%	1,048	1.47%
CREDIT SUISSE AG ZURICH (株式会社三菱東京UFJ 銀行)	CH Uetlibergstrasse 231 P.O. Box 600 CH-8070 Zurich Switzerland (千代田区丸の内二丁目7-1)	900	1.58%	900	1.26%
北川 博文	東京都豊島区	-	-	645	0.90%
三共生興株式会社	大阪府大阪市中央区安土町二丁 目5-6	600	1.05%	600	0.84%
石亀 啓道	静岡県静岡市	600	1.05%	600	0.84%
計	-	9,412	16.47%	22,847	31.94%

(注) 1. 平成24年6月30日現在の株主名簿を基準として、本新株予約権の権利行使並びに別件新株式の発行を勧誘して記載をしております。第1回及び第2回新株予約権未行使分による潜在株式は、「企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式 記載上の注意(23-6)」により、発行から6ヶ月以上経過しているため、考慮しておりません。

2. O a kキャピタル株式会社は、現在当社株式を12万株所有しており、この表は、それを含んでいます。株式会社アクトオオスギ、個人投資家山田芳剛氏、松岡純孝氏、北川博文氏、及び太原正裕氏は、現在、当社株式の保有がありません。各割当先につきましては、当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないことの表明を受けております。したがって、今後において、当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

3. 株式会社アクトオオスギおよび個人投資家山田芳剛氏、松岡純孝氏につきましては、割当後の所有株式数がそれぞれ322千株、議決権数の割合は、それぞれ0.45%となります。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由及び当該第三者割当による既存の株主への影響についての取締役会の判断の内容

なお、本届出書は、新株予約権募集に関するものですが、本項目につきましては、その性質上、同時に募集を行う別件新株式募集を含めて記述しております。

わが国経済は、昨年発生した東日本大震災の影響から抜け出し、徐々に明るさが見え始めて来ましたが、欧州危機に端を発した海外市場の減速により、先行き不透明な状態と状況となっております。これに対し、当社グループは前期まで5期連続赤字と厳しい経営状態が続いておりましたが、昨年からの各事業部において実施している構造改革プロジェクトの成果が徐々に始まり、当第3四半期連結決算は売上高4,815百万円、営業損失26百万円と、前年同期売上高4,753百万円、営業損失397百万円から大幅改善しました。今後も引き続き経営改革を進め、今期末は6期ぶりの黒字決算を見込んでおります。

今後も構造改革を進め、コストダウンに努めてまいります。来期以降の更なる業績の向上と将来の発展を目指すためには、国内企業のみならず海外企業とも十分競争して行けるだけの新製品開発を行っていくことが必要不可欠であると認識しております。

ロボット機器事業におきましては、注力してまいりました中国市場において、このところやや景気の減速感が見られるものの、中国をはじめとする新興各国におきましては、経済発展による人件費の高騰や品質向上の要求により、人手を要する工程をロボット化するニーズが強くなってきており、活発な引き合いが寄せられています。これらの旺盛な引き合いを受注に繋げるためには、昨年より中国市場において製造を開始した射出成形機用取出口ボット「RZ-X」機を廉価版から高性能版までシリーズ化することによる、幅広いニーズへの対応力強化が必要です。そのため、取出機本体、ユーザーインターフェースであるコントローラー、タッチパネル、多彩な動作を実現するコントロールボードなどのハードウェア、使いやすさ・わかりやすさに着目したオペレーションソフト等の開発を進めていきます。同時に、ユーザーに安心して取出機を使ってもらうため、中国国内や東南アジア各国におけるサービス拠点を充実させ、サービス体制を確立していく予定であります。

文具事業におきましては、少子化の影響やデジタル機器の普及などにより、国内市場が停滞を続ける厳しい環境の中、昨年より主に経費削減、不採算製品の絞り込み等により部門損益の改善に取り組んでまいりました。その結果は徐々に現れてきていますが、今後さらなる成長につなげていくためには、魅力的な新製品を開発していくとともに、生産性向上のための設備投資を実施していくことが重要です。そのため、安定した売上の見込めるギフト市場を中心に新製品を投入し、基幹システムの更新、主力工場である天応工場の設備投資を行います。更に、ユーザーサービス充実のための戦略的物流システム構築を行います。

次に、デジタルアーカイブ事業、デジタルカタログ事業等のデジタルコンテンツ事業におきましては、これらを当社の新たな中期的育成分野と定め、システム開発を進めてまいります。パソコン及びプリンターの普及、更にはスマートフォン、タブレット等のデジタル機器の普及により、オフィスでもプライベートでも文具という概念が大きく変わりつつあり、国内筆記具事業は、中長期的に高い成長を見込むことが難しい状況にあります。そのような中、「電子文具市場」が新たな市場として注目を集めています。また、国内の学校ではタブレットを使用したデジタル教科書等が検討されるように、文具ばかりでなく教材についても、デジタル化の流れが大きく進みつつあります。「音声ペン」により電子文具に参入した当社は、今後さらに拡大していくスマートフォンやタブレット市場に対応するデジタルコンテンツ市場に本格的に参入いたします。デジタルコンテンツ事業は、「記録する」「保管する」「閲覧する」といった筆記具の機能をデジタルに置き換えていくものであり、これに対応できる機能的な電子文具類の早期の商品化を当社の経営戦略の柱として取り組む考えです。

デジタルアーカイブ(digital archive)は、博物館、美術館、公文書館や図書館の収蔵品を始め、有形・無形の文化資源等を、デジタル化して保存等を行うことです。当社では、法律事務所や設計事務所等の保存文書や古い図面等のデジタル化、学校・塾・予備校等での答案のデジタル化、昔の卒業アルバムや記念誌等のデジタル化等、より民生に近い分野での事業化を計画しています。デジタル化することによって、ネットワーク等を通じた利用も容易となり、また、オリジナルが保護できる利点もあります。

デジタルカタログ(digital catalog)は、デジタル化の機能を発行済みの紙製カタログに応用するものです。デジタル化することで、分類・整理でき、閲覧・検索も簡単になります。更には、動画や音声等を付加することも可能です。

スタイラスペン(タッチペン)は、スマートフォンやタブレットに使用するペンで、これまで筆記具で培ってきた技術にもっとも近いものですが、市場に本当に使いやすいものが出ていないため、導入が待たれています。

音声ペンは、当社が一昨年から市場導入して、外国語の観光案内や商品案内などを中心に徐々に普及してきていますが、教育分野や介護分野への引き合いも増えており、機能を高めることで、さらなる売上の積み上げが期待できます。

ところで、黒字化からさらに中期的な利益成長を達成するためには、上述のような設備投資・開発投資を実行することが不可欠であります。当社は十分な資金を有しているとは言えず、早期に資金調達を行う必要があります。資金調達にあたっては、当社の現在の財務状況から銀行借入れの増加は難しいため、直接金融での資金調達を行うことといたしました。直接金融による調達手段には、公募増資、株主割当での発行という方法も有りますが、当社の状況や昨今の金融情勢等を考慮すると必要な資金が集まる可能性は少ないと考えられることから、これらの方法による資金調達手法の採用は見送り、一方、第三者割当による資金調達は機動的な資金調達方法であることから、この第三者割当による新株式の発行で資金調達を模索することといたしました。新株予約権の発行による資金調達を選択いたしましたのは、新株予約権の行使が、株価が上昇した場合のみ段階的に実施され、一度に大量の新株を発行しないため、既存株式の希薄化が軽減される点で優位性があると判断したことによりです。

なお、今回の別件新株式発行による資金調達により新製品開発及び新事業展開を進めることで企業価値を高め、その結果株価が上昇し、本新株予約権行使が行われ、更なる事業展開に繋げていく予定であります。

以上のように総合的に検討した結果、当社取締役会は、新株式及び新株予約権の発行による資金調達が最善であると判断し、総額約5億円の資金調達を行うことと決定いたしました。

(2) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

今回の本新株予約権の目的である株式の総数12,790,000株及び別件新株式発行による株式数1,611,000株を合わせた14,401,000株に係る議決権数は14,401個となり、当社の総議決権数57,134個(平成24年6月30日現在)に占める割合が

25.21%となることから、相応の株式の希薄化につながるようになります。

しかしながら、当社の将来の発展を目的とする、設備投資・開発費等の資金に充当することにより業績向上が図れることなどから、今回の資金調達については、中長期的な視点から今後の安定的な会社運営を行っていくために必要な資金調達であり、開発の規模及び新事業の性質を考慮すると、上記規模の資金が必要であります。発行数量及び株式の希薄化の規模はかかる目的達成のうえで、合理的であると判断いたしました。

本新株予約権及び別件新株式の発行による資金調達は、割当議決権数が総株主の議決権数の25%を上回っており、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23-6）」に規定する大規模な第三者割当に該当します。また、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規定第432条第2号に規定される経営者から一定程度の独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。そこで、社外取締役1名及び社外監査役2名に対して調達の必要性及び相当性について客観的な意見を求めるため、今回の資金調達の内容及び資金調達を行う理由について可能な限り詳細な説明を行いました。

その結果、平成24年11月12日付で社外取締役1名（米本光男）及び社外監査役2名（元木祐司、西村武）から、当社の置かれた現状に照らして資金調達は必要であり、また、発行数量及び株式の希薄化に関し、開発の規模及び新事業の性質を考慮すると、上記規模の資金が必要であり、当該開発及び事業推進による業績回復、更には自己資本の充実及び財務健全性の強化による安定的な事業運営、資金調達の柔軟性向上及び安定的な金融機関との取引継続の実現に寄与することが期待されるため、株式の希薄化の規模は、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得られました。

なお、本件第三者割当は支配株主との取引等に該当しません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の第99期有価証券報告書に記載された「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成24年11月12日）までの間に生じた変更その他の事由は以下のとおりであります。以下に掲げた内容は、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、当該箇所に下線を付しております。なお、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年11月12日）現在においてもその判断に変更はなく、また、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成24年11月12日）現在において当社グループが判断したものであります。

4「事業等のリスク」

(1)～(5)略

(6) 第三者割当による新株式発行及び新株予約権発行

株式価値の希薄化に関わるリスク

平成24年11月12日開催の当社取締役会において、株式会社アクトオオスギ、個人投資家北川博文氏、山田芳剛氏、松岡純孝氏を割当予定先とする第三者割当増資、及びOakキャピタル株式会社と太原正裕氏を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当社の総議決権数は57,134個（直前の基準日である平成24年6月30日現在）であり、今回、第三者割当増資による株式数1,611,000株及び新株予約権の目的である株式の総数12,790,000株を合わせた14,401,000株に係る議決権数は14,401個となり、当社の総議決権数に対する希薄化率は25.21%（発行後及び行使後の総議決権数に占める割合は20.13%）となり、相応の株式価値の希薄化につながる事になります。

大株主としての経営権について

平成24年11月12日開催の当社取締役会において、Oakキャピタル株式会社を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該新株予約権が全て行使された場合、同社は、発行後の総議決権数の16.02%を占める大株主となります。しかしながら、同社につきましては、当該新株予約権の行使により取得する当社株式の保有目的は純投資であり、取得する当社株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、同社は、可能な限り市場動向に配慮しながら、当社株式を売却していく旨の表明を行っております。よって今後において会社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

ただし、市場売却が困難な場合等には、同社が当社株式を長期間保有する可能性があります。

資金調達に関わるリスク

当社は平成24年11月12日開催の当社取締役会において、当社の将来の発展を目的とする、設備投資・開発費の資金の確保を目的として、Oakキャピタル株式会社及び太原正裕氏を割当予定先とする第三者割当による新株予約権の発行を行うことを決議いたしました。当該新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の大幅な改善に支障をきたす可能性があります。

2. 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第99期事業年度）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間に
おいて、以下の臨時報告書を提出しております。

1 提出理由

平成24年3月29日開催の当社第99回定時株主総会において決議事項が決議されたので、金融商品取引法第24条の5第4
項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであり
ます。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成24年3月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 監査役2名選任の件

監査役として、小島一之、西村武の2名の選任をお願いするものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並 びに当該決議の結果

議案	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	賛成率 （％）	可決要件	決議結果
第1号議案	18,856	364	0	93.59	（注）1	可決
第2号議案					（注）2	
小島 一之	19,288	373	0	95.73		可決
西村 武	19,264	397	0	95.61		可決

（注） 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりであります。

1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権
の3分の2以上の賛成であります。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権
の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したこと
により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、
賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第99期)	自 平成23年1月1日 至 平成23年12月31日	平成24年3月29日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第100期第3四半期)	自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日	平成24年11月8日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月8日

セーラー万年筆株式会社
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成24年1月1日から平成24年12月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成24年1月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は当第3四半期連結累計期間において前年同期と比較して営業赤字幅が減少したものの、前連結会計年度まで連続して損失を計上し、営業キャッシュ・フローも2期連続してマイナスとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。

四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月30日

セーラー万年筆株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員 業務執行社員	公認会計士	森岡 健二	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	遠藤 洋一	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	千保 有之	印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前々連結会計年度2億8千4百万円、前連結会計年度4億2千1百万円の営業損失を計上し、また、当連結会計年度においては2億5千9百万円の営業損失及び10億6千7百万円の当期純損失を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年3月14日に第三者割当による第2回新株予約権を発行した。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、セーラー万年筆株式会社の平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、セーラー万年筆株式会社が平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年3月29日

セーラー万年筆株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結附属明細表について監査を行った。この連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社及び連結子会社の平成23年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は過年度の連続した損失計上に引き続き、当連結会計年度においても5億8千9百万円の営業損失及び7億4千9百万円の当期純損失を計上し、また、前連結会計年度に引き続き、当連結会計年度においても営業キャッシュ・フローがマイナスとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、セーラー万年筆株式会社の平成23年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、セーラー万年筆株式会社が平成23年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成23年3月30日

セーラー万年筆株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第98期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社の平成22年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前々事業年度2億5千1百万円、前事業年度4億1千8百万円の営業損失を計上し、また、当事業年度においては2億6千6百万円の営業損失及び10億6千2百万円の当期純損失を計上し、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年3月14日に第三者割当による第2回新株予約権を発行した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年3月29日

セーラー万年筆株式会社

取締役会 御中

監査法人日本橋事務所

指定社員
業務執行社員 公認会計士 森岡 健二 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 洋一 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 千保 有之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているセーラー万年筆株式会社の平成23年1月1日から平成23年12月31日までの第99期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、セーラー万年筆株式会社の平成23年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は過年度の連続した損失計上に引き続き、当事業年度においても5億8千8百万円の営業損失及び7億4千万円の当期純損失を計上し、また、前事業年度に引き続き、当事業年度においても営業キャッシュ・フローがマイナスとなっていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。

財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。